

山形県産品愛用運動推進協議会ホームページ運用規約

(本規約の適用)

第1条 本規約は、山形県産品愛用運動推進協議会（以下「協議会」という。）が提供する「山形県産品愛用運動ホームページ」（以下「本サイト」という。）によるサービス（以下「本サービス」という。）を利用する全ての者に適用されるものである。利用者は、本規約を承諾した上で利用や掲載申込みを行うものとする。

(サービス内容)

第2条 本サービスは、本サイトにより県産品並びにその製造企業のPRを図るものである。

2 本サイトへの掲載をもって、協議会がその製品や企業に対し、認定、許可、認可、推薦、推奨、後援その他の資格や品質保証を与えるものではない。

3 本サービスをきっかけに発生した受発注等の取引については、当事者同士が行うものとし、協議会は何ら関与するものではない。

(掲載申込み者)

第3条 本サイトへの掲載を申込みことができる者は、県産品（県内工場で生産された製品をいう。以下同じ。）を製造する法人または個人（以下「県内企業」という。）とする。

(掲載申込み)

第4条 本サイトへの掲載を希望する県内企業は、以下の手続きに従って申込みを行うものとする。

(1) 本サービスの内容を理解・承諾した上で、申込みを行うこと

(2) 当協議会の定める書式（《完成品製造企業用》、《部品・素材製造企業用》）に従い申込みを行うこと

(3) その他、必要に応じて当協議会の定める規則に従うこと

2 掲載申込みがあった場合、協議会は、申込み内容を審査し、適当と認めた場合、その県内企業について本サイトに掲載する。

3 掲載を申込んだ県内企業につき以下の事由がある場合、協議会は掲載を拒絶することができる。また、一旦掲載を認めた県内企業につき、以下の事由が発生した場合、又はその恐れがある場合、協議会は、事前の通知なくして掲載の抹消を行い、本サービスの提供を停止することができる。協議会は、これらの掲載を拒絶・抹消したり、または拒絶・抹消しないことに関し何ら責任を負わないものとする。

(1) 県産品を紹介する県内企業側サイトに不備がある場合、あるいは虚偽もしくは不正確な情報が含まれる場合

(2) 本サービスその他の定めに違反する行為や義務の不履行がある場合

(3) 破産、会社更生、会社整理、民事再生、解散その他これに準じる申し立てがなされ、もしくは自らかかる申し立てを行った場合

(4) 法令等に違反する行為がある場合

(5) 暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずる者の関与がある場合

(6) その他協議会又は協議会を構成する機関のいずれかの規定等に照らし、本サービスの利用またはその利用の目的が不相当と判断される場合

(本サービス利用者の義務)

第5条 本サービスの利用にあたり、本サイトに掲載されている県内企業（以下「掲載企業」という。）は以下の行為またはその恐れのある行為を行ってはならないものとする。

(1) 不正の目的をもって本サービスを利用すること。協議会による本サービスの提供を妨害すること。

(2) 県内企業側のサイトに虚偽の事実を申告、記載、陳述すること。

(3) 犯罪行為もしくは公序良俗に反する行為を行うこと、またはこれらの行為に関与すること

(4) その他法令等に違反すること

2 掲載企業は自社で公開している県産品紹介サイトの管理並びに記載内容等について一切の責任を負うものとし、これによって自己に損害が生じたり、あるいは、協議会又は協議会に構成される機関又は第三者に対して損害賠償義務が生じた場合は、その一切の責任を負うものとする。

(協議会から掲載企業への連絡方法)

第6条 協議会又は協議会を構成する機関からの掲載企業に対する連絡は、原則として申込書記載の電子メールアドレス宛に電子メールにより行うものとする。但し、緊急的な状況や電子メール等の不具合などにおいては、申込書記載の電話番号及びFAX番号にて通知することができるものとする。

(本サービスの停止・中断・廃止)

第7条 協議会は、次の場合において事前の通知なく本サービスを停止、中断または廃止することがある。

(1) システムや設備の保守、点検、修理、変更を定期的にはまたは緊急に行う場合

(2) 火災、停電等によるシステムや設備等に障害が生じた場合

(3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災または戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議などにより本サービスの提供ができなくなった場合

(4) その他、やむを得ず本サービスの停止等が必要となったとき

2 協議会又は協議会を構成する機関は、本サービスの停止・中断・廃止及びそれに基づき掲載企業に生じる損害について、一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第8条 掲載企業は、本サービスの利用またはそれに関連して他の掲載企業やその他の第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と費用によりこれを解決しなければならず、かかる紛争に関して協議会を免責させ、協議会又は協議会を構成する機関に何らの損害を与えないことを約束するものとする。

2 協議会並びに協議会を構成する機関は、いかなる場合にも、掲載企業に対して損害賠償責任を負わないものとする。

(掲載の削除)

第9条 掲載企業が掲載の削除を希望する場合は、協議会が別途定める手続きにより掲載の削除ができるものとする。

(本サービス及び本規約の廃止・変更等)

第10条 協議会は、掲載企業の承諾なく、その裁量によりいつでも本サービスの全部もしくは一部を廃止し、またはその内容を変更できるものとする。

2 協議会は、掲載企業の承諾なく、本サービスの提供につき必要な範囲で本規約を変更および追加条項を設けることができるものとする。

3 協議会は、本条に基づく本サービスの廃止・変更や本規約の変更について、それにより掲載企業に生じる損害を含めて、いかなる責任も負わないものとする。

附 則

この規約は平成22年11月2日から施行する。

附 則

この規約は平成25年9月18日から施行する。

附 則

この規約は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は令和4年4月1日から施行する。